

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	山形県
3. 市区町村名	酒田市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.sakata.lg.jp/kurashi/mynocard/my_number.html

執行機関名 酒田市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	重度心身障がい者、乳幼児、児童、ひとり親家庭等に対し、医療費の負担を軽減することを目的として市が実施する事務であって規則で定めるもの(乳幼児・児童)
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		酒田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第5の項 重度心身障がい者、乳幼児、児童、ひとり親家庭等に対し、医療費の負担を軽減することを目的として市が実施する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	酒田市医療給付に関する規則(平成十七年規則第百七号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、 <u>愛護</u> されなければならない。	第一条 この規則は、市が重度心身障がい(児)者、 <u>乳幼児</u> 、 <u>児童</u> 、ひとり親家庭等に対し、 <u>医療費の負担を軽減</u> するために医療給付を行い、 <u>社会福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		酒田市医療給付に関する規則